平成31年４月23日
庁　議　資　料

庁舎内全面禁煙の実施について

　健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）の一部が平成31年７月１日に施行されることに伴い，庁舎内（屋内）を全面禁煙とします。

記

１　平成31年７月１日以降，庁舎内（屋内）を全面禁煙とすることに伴い，庁舎１階喫煙所及び３階理事者控室ベランダ喫煙スペースは，平成31年６月28日（金）閉庁後に閉鎖します。

２　敷地内（屋外）についても，市民ひろば（機密倉庫前）喫煙スペースを除き禁煙とします。喫煙する職員は当該喫煙スペースを利用してください。